



障がい児者への性暴力の刑法への反映について（案）

1. 障がいの範囲

1) 障害者基本法

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

2) 「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」所持者

+ 「発達障害者支援法」が対象とする発達障害児者

3) 「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」所持者

2. 「障がいに乗じた性犯罪」の定義

1) 被害者が障がい者であること（加害者との地位関係性は問わない）

2) 加害者が障がいを知りうる地位関係性にあること

(1) 何人も（地位関係性を明記しない）

(2) 障害者虐待防止法（養護者、施設従事者、使用者）+ 医療関係者、福祉関係者、教育関係者

(3) 障害者虐待防止法（養護者、施設従事者、使用者）

3. 要件緩和

1) 同意のない性行為を強要された被害者が障がい児者であることをもって

「準強姦性交等罪」もしくは「準強姦わいせつ罪」を適用する

2) 同意のない性行為を強要された被害者が障がい児者である場合、

本人の証言が困難であっても、「物的証拠」「第三者の目撃」「被疑者による自白」いずれかをもって罪に問える

4. 証言等における配慮

1) 司法面接の導入

2) 「年月日・時間」の立証に関する配慮

3) 被害後の障害認定

5. 量刑

1) 重罰化

2) 要件を緩和し、減刑する

6. よくある質問

Q：障がい児者に配慮する根拠

A：障がいにより、暴行脅迫要件（抵抗・逃げる）ならびに

司法が求める「証言の信ぴょう性」を満たすことが困難である

身体障がい：身体機能の損傷

知的障がい：知的能力と適応能力に制限

精神障がい：意識、知能、記憶、感情、思考、行動等の機能に制限

発達障がい：脳機能の発達が独特

Q：加害者が、被害者に障がいがあることを知らない場合

A：被害者が障がい児者の場合、被害者の同意・不同意の能力を考慮する必要がある